

## ■受験対策ミニ講座 18号■

いよいよ国家試験が近づいてきました。体調管理をしっかりして、焦ることなく冷静に、心静かな日々を過ごしたいものです。できれば試験会場の下見をして、当日必要な物を買って揃えておくなどの準備を進めましょう。

今回の科目「更生保護制度」は、午後の最後の科目となります。児童福祉とも関連の深い司法福祉といわれる分野です。

### 第18問〈更生保護制度〉

〔28回147〕保護観察に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選べ。

- 1 少年院からの仮退院者や児童自立支援施設からの退所者には、保護観察が付される。
- 2 少年事件の保護観察を実施する機関は児童相談所であり、そこには保護観察官が配属されている。
- 3 犯罪をした者及び非行のある少年に対し、矯正施設や社会内において適切な処遇を行うことにより改善更生を助けることが保護観察の目的である。
- 4 保護観察官が指導監督、保護司が補導援護を行う役割分担を行っている。
- 5 法務大臣が指定する施設などにおいて、一定期間の宿泊の継続とそこでの指導監督を受けることが特別遵守事項の一つとされている。

## ■Plus Column . . . . .

### 【試験当日のための準備を！必勝アイテム特集】

試験は長丁場、できる限り良いコンディションで臨むためにも、本番を想定することが大切です。

試験会場までの交通経路は確認しましたか？駐車場はなく、近隣住民への配慮から車での送迎も禁じられています。公共交通機関の経路は、ハプニングに備えて複数、確認しておきましょう。いざという時には、タクシーを使うことも考えて、それなりのお金を財布に入れておくことも忘れずに。会場に着いたら、トイレやコンビニの場所もチェックですね。

試験会場では携帯電話を見ることはできません。腕時計は必須アイテムです。会場によっては掛け時計がない場合や、座席の位置によって時計が見えにくいこともあります。「上履きが必要」と指示されている会場の場合は、用意しておきましょう。

いざ本番、マークシートを塗るには、HBの鉛筆を数本は用意しておきましょう。小さな鉛筆削りがあると安心ですが、削ったカスでマークシートを汚さないように、その処理方法も考えておく必要があります。消しゴムは大きめのものが安心。マークシートのずれ防止に、20センチくらいの定規があると便利ですが、使う場合は試験監督者に了解を得る必要があるそうです。長い鉛筆を定規のかわりに使うといいかもしれませんね。

「ひざかけ等の防寒対策」は「受験の手引き」にも書かれています。会場によっては椅子が硬い場合もあり、座布団が役に立ったと言う人もいます。手がかじかんだりしないように、使い捨てカイロがあると良いかもしれません。逆に暖房が効きすぎることもあるので、調節のできる服装が良いでしょう。

ハンカチ、ティッシュなどもポケットに。のど飴もかばんの中に入れておくと安心ですね。長時間の集中を保つには、チョコレートなど糖分の高いものがあると良いといわれます。

愛用した問題集、参考書などを、1冊は持っていきましょう。休憩時間の“パラパラ見”が案外、効果があります。

昼食は簡単なものを持参することをお勧めします。会場付近のお店は混んでいることが予想され、またお昼をしっかり食べてしまうと、午後から睡魔に襲われる危険性もあります。楽しみは試験終了後にとっておきましょう。

暖房で空気が乾燥するため、水分はどうしても必要ですが、コーヒーなど利尿作用のあるものは避けたほうが無難です。疲れが出てくる時のために、栄養剤などの“スペシャルドリンク”を用意するのも効果的。水筒に温かい麦茶などをいれて持参するのも、作戦の一つですね。みなさま、どうか万全の準備をして臨んで下さい。

保護観察制度に関して正しいのは5。

1×

少年院からの仮退院者や児童自立支援施設からの退所者には、保護観察が付される。

児童自立支援施設の退所者は、保護観察の対象外です。少年事件の流れを確認しておきましょう。

2×

少年事件の保護観察を実施する機関は児童相談所であり、そこには保護観察官が配属されている。

児童相談所ではなく、全国50ヶ所にある、法務省の保護観察所です。

3×

犯罪をした者及び非行のある少年に対し、矯正施設や社会内において適切な処遇を行うことにより改善更生を助けることが保護観察の目的である。

保護観察はすべて「社会内処遇」として行われますが、施設内処遇との連続性も大切です。

4×

保護観察官が指導監督、保護司が補導援護を行う役割分担を行っている。

「保護司は保護観察官で十分でないところを補う」と規定されていて、役割分担はされていません。

5○

法務大臣が指定する施設などにおいて、一定期間の宿泊の継続とそこでの指導監督を受けることが特別遵守事項の一つとされている。

更生保護施設や自立促進センターなどが、代表的な施設です。「一般遵守事項」は全保護観察対象者が対象、「特別遵守事項」は個々の状況に応じて設定されます。

---

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発信者： 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会